

和泉政企第2944号  
平成27年11月13日

和泉市個人情報保護審査会会長 様

和泉市長 辻 宏 康

番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例について（報告）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、各地方公共団体においては、「福祉、保健、医療等の社会保障、地方税、防災」に関する事務について、条例を制定することにより、個人番号の利用等ができることとされています。

本市においても、市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられる事務及び個人番号の利用等が不可欠な事務について、個人番号の利用等を行うため別紙のとおり条例を定める予定です。

つきましては、条例の内容について、貴審査会へ報告いたします。

(仮称)和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）についての概要

### 1 番号制度（社会保障・税番号制度）の概要

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が公布され、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）が付番されます。国、地方公共団体において、この個人番号を利用して「社会保障」「税」「防災」の行政手続で個人情報の照会や提供を行うようになります。

### 2 番号法のスケジュール

時期	内容
平成27年10月～	個人番号の付番・通知の開始
平成28年 1月	個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始
平成29年 7月	地方公共団体と他の行政機関との個人番号を利用した情報の照会・提供開始

### 3 条例制定の趣旨

地方公共団体等は、全ての事務で無制限に個人番号を利用できるわけではなく、法律で定められた事務に限ってのみ個人番号等を利用することができます。

ただし、番号法に「福祉、保健、医療等の社会保障、地方税、防災」に関する事務については、各地方公共団体において条例を制定することにより、個人番号の利用等ができることとされています。

本市においても、市民の利便性の向上や行政の効率化に繋がると考えられる事務及び個人番号の利用等が不可欠な事務について、個人番号の利用等を行うため次のとおり条例を定めます。

内容
① 番号法別表第一で個人番号の利用が認められている事務に類する事務で、個人番号を利用する場合
② 番号法別表第二で特定個人情報の提供が認められている事務で、市の関係課等の中で特定個人情報の授受を行う場合
③ 番号法別表第二で特定個人情報の提供が認められている事務に類する事務で、市の関係課等の中で特定個人情報の授受を行う場合
④ 番号法別表第二で特定個人情報の提供が認められている事務及びこれらに類する事務で、市の庁内の機関の間（例：市長部局と教育委員会）で特定個人情報の授受を行う場合

※特定個人情報・・・個人番号を含む個人情報のこと。

#### 4 条例制定に向けたスケジュール

時期	内容
平成 27 年 10 月 13 日～ 平成 27 年 11 月 2 日	パブリックコメントの募集 ⇒ 意見無し
平成 27 年 11 月 16 日	個人情報保護審査会への報告
平成 27 年第 4 回定例会	議案の提案
平成 27 年 12 月	条例施行規則の作成
平成 28 年 1 月	条例・規則の施行

《参考》

個人番号の利用・提供の事務による区分とイメージ図

事務の区分 利用・提供の区分		法定事務		独自事務	
		内容	根拠	内容	根拠
利用 法第 9 条	利用	① 法定事務での マイナンバー の利用	○法第 9 条第 1 項（法別表第 一）	② 市独自事務で のマイナンバー の利用	○法第 9 条第 2 項 ○市条例案第 4 条第 1 項（別 表第 1）
	庁内連携 （庁内の同一 機関内）	③ 法定事務での 特定個人情報 の授受	○法第 9 条第 2 項 ○市条例案第 4 条第 1 項及び 第 3 項（法別 表第二）	④ 市独自事務で の特定個人情 報の授受	○法第 9 条第 2 項 ○市条例案第 4 条第 1 項及び 第 2 項（別表 第 2）
提供 法第 19 条	庁内他機関連 携 （市長⇔教育 委員会等）	⑤ 法定事務での 特定個人情報 の授受	○法第 19 条第 7 号（法別表 第二）	⑥ 市独自事務で の特定個人情 報の授受	○法第 19 条第 9 号 ○市条例案第 5 条（別表第 3）
	他市町村（庁 外連携）	⑦ 法定事務での 特定個人情報 の授受	○法第 19 条第 7 号（法別表 第二）	⑧ 市独自事務で の国の規則連 携による事務	○法 19 条第 14 項 ○国の特定個人 情報保護委員 会規則

事 例	区分	法の規定	条例(案)の規定
<p>① 法に個人番号の利用が規定されている事務(法定事務)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務</p> </div>	利 用	法第9条第1項 (法 別表第1)	法定事務のため、 条例による規定は 不要
<p>② 福祉・保健・医療・社会保障・地方税・防災に関する事務及びこれらに類する事務 (以下「独自事務」という。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>和泉市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費給付に関する事務</p> </div>	(独自) 利 用	法第9条第2項	第4条第1項 (別表第1)
<p>③ 同一機関内で特定個人情報を庁内連携する法定事務</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;"> <p>&lt;連携&gt;</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>地方税関係情報等</p> </div> </div>	利 用	法第9条第2項	第4条 第1項及び第3項 (法 別表第2)
<p>④ 同一機関内で特定個人情報を庁内連携する独自事務</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;"> <p>&lt;連携&gt;</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> </div> </div>	(独自) 利 用	法第9条第2項	第4条 第1項及び第2項 (別表第2)
<p>⑤ 当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供する法定事務</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市教育委員会</p> <p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;"> <p>&lt;照会・提供&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">情報提供ネットワークシステム</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">和泉市ではなし</p> <p>和泉市</p> <p>住民票関係情報等</p> </div> </div>	提 供	法第19条第7号 (法 別表第2)	法定事務のため、 条例による規定は 不要
<p>⑥ 当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供する独自事務</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市教育委員会</p> <p>児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;"> <p>&lt;照会・提供&gt;</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>住民票関係情報等</p> </div> </div>	(独自) 提 供	法第19条第9号	第5条 (別表第3)
<p>⑦ 法に他団体への特定個人情報の提供が規定されている事務(法定事務)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;"> <p>&lt;照会・提供&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">情報提供ネットワークシステム</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>A市</p> <p>地方税関係情報等</p> </div> </div>	提 供	法第19条第7号 (法 別表第2)	法定事務のため、 条例による規定は 不要
<p>⑧ 国の特定個人情報保護委員会規則において、他団体への特定個人情報の提供が行えるとされた事務(独自事務)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>和泉市</p> <p>和泉市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費給付に関する事務(予定)</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;"> <p>&lt;照会・提供&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">情報提供ネットワークシステム</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>A市</p> <p>地方税関係情報等</p> </div> </div>	(独自) 提 供	法第19条第14号	国の特定個人情報保護委員会規則と届出に基づく。 ただし、条例別表第1に規定が必要

◎番号法 抜粋

(利用範囲)

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 略

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)～(6) 略

(7) 別表第二の第一欄に掲げる者が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(8) 略

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10)～(13) 略

(14) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

別表第一（第九条関係） ※一部抜粋

八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二（第十九条、第二十一条関係） ※一部抜粋

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
十一 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

議案第 号

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

## 和泉市条例第 号

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （2）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （4）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の事務の欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって

当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則、規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（以下「外国人の生活保護」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	和泉市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）による身体障害者及び知的障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年和泉市条例第22号）によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条による援助に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	和泉市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の就学に必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	外国人の生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	---

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。